

交付申請の際、こちらに記入のうえ、交付申請書類とあわせて持参ください。

伊達市「来て だて」住宅取得支援事業補助金の手続き概要

	項目	実施主体	内容及び必要書類等
1	「事前相談」	申請者 → 伊達市	申請者が「来て だて」住宅取得支援事業事前相談票」を市へ提出してください。 【添付書類】 ☐ 居住部分の床面積が確認できる図面（平面図等） ☐ 売買契約書又は工事請負契約書の写し及び重要事項説明書 ☐ その他書類（中古住宅の場合は、名寄せ帳の写しなど建築年月日のわかる書類）
2		伊達市 → 福島県	市補助金に県補助金を上乗せするため、市から県へ県補助金の交付を要望します。 市予算・県予算とも、予算の範囲を超えた申込みがあった場合は、申請を締め切ります。 県予算が終了した場合や県補助金の交付要件を満たさない場合、2の事務はありません。
3	「交付申請」	申請者 → 伊達市	県予算仮配分後に、市から申請者にご連絡します。 市からの連絡後、申請者が「来て だて」住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）」を市へ提出してください。 【添付書類】 ☐ 誓約書兼同意書（様式第2号） ☐ 同一世帯員全員の住民票★ ☐ 申請者が市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる住民票除票★ ☐ 同一世帯員全員の「市税等に未納がない証明書（完納証明書）」★ ☐ 案内図、配置図、平面図、立面図その他補助対象住宅の内容が確認できる書類 ☐ 居住部分の床面積が確認できる図面（平面図等） ☐ 売買契約書又は工事請負契約書の写し※土地取得費、外構工事等に要する経費、併用住宅における住宅部分以外に係る経費は補助対象外 ☐ 母子健康手帳の写し※妊娠中であることを理由として子育て世帯に該当する場合で、加算を申請する場合に限る ☐ 婚姻後の戸籍謄本等又は伊達市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書若しくは宣誓証明カードの写し ※加算を申請する場合に限る ☐ 設計業務委託契約書の写し ※加算を申請する場合に限る ☐ その他市長が必要と認める書類 ★は市区町村役所で証明書としてお取りいただくため、手数料がかかります。 住民票及び住民票除票は、世帯主名及び続柄が記載されているものを取得してください。

交付申請の際、こちらに記入のうえ、交付申請書類とあわせて持参ください。

	項目	実施主体	内容及び必要書類等
4	「交付決定」	伊達市 → 申請者	市が申請者へ「来て だて」住宅取得支援事業補助金交付通知書（様式第3号）を送付します
5	「実績報告」	申請者 → 伊達市	申請者が「来て だて」住宅取得支援事業補助金実績報告書（様式第4号）を市へ提出してください。 【添付書類】 ☐ 移住後の同一世帯員全員の住民票（世帯主名・続柄記載のもの） ☐ 補助対象住宅の登記事項証明書 ☐ 耐震診断を受けたことが確認できる書類 ※昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅である場合に限る ☐ 補助対象住宅の写真※住宅内部（玄関・居室・便所・台所）及び外観 ☐ 取得に要した費用に係る書類（領収書の写しや清算書等） ☐ 建築基準法等関係法令に適合していることが確認できる書類（検査済証写しや確認済証写し等の書類） ☐ その他市長が必要と認める書類
6			申請者の実績報告書をもとに、検査を行います。※必要に応じて現地調査等を行います。
7	補助金請求	申請者 → 伊達市	申請者が市へ「来て だて」住宅取得支援補助金交付請求書（様式第5号）を提出してください。
8	補助金支払い	伊達市 → 申請者	市が申請者に補助金を交付します。（指定口座へ振込み） ※請求書收受から入金までに2週間程度かかります。